

## 下野市ブロック塀等撤去費補助制度

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(32)8909

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、ブロック塀等の撤去等を行う所有者等に、ブロック塀等の撤去・一部撤去にかかる費用の一部を補助します。補助を受けるためには、工事を行う前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

■補助の期間 令和3年3月31日まで（補助期間中でも予算額に達し次第、受付を終了します）

■対象となるブロック塀等 次のすべてに該当するブロック塀等

- ・道路等に面しているもの
- ・地盤からの高さが80センチメートル以上であるもの
- ・「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に当てはまらない項目がひとつでもあるもの

■ブロック塀等の点検のチェックポイント

区分	補強コンクリートブロック造の塀	組積造の塀 (レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造等)
塀の高さ	地盤面から 2.2m 以下	地盤面から 1.2m 以下
壁の厚さ	塀の高さが 2m 以下のもの=10cm 以上 塀の高さが 2m 超のもの=15cm 以上	各部分の壁の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上ある
控壁	塀の高さが 1.2m を超える場合、塀の長さ 3.4m 以下ごとに径 9mm 以上の鉄筋が入った、塀の高さの 5 分の 1 以上の控壁がある	塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある
鉄筋	塀の中に、径 9mm 以上の鉄筋が縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている	
基礎	塀の高さ 1.2m を超える場合は、丈が 35cm 以上、根入れの深さが 30cm 以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	根入れの深さが 20cm 以上ある
健全性	塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはない	塀に傾き、ひび割れ、ぐらつきはない

■対象となる工事

ブロック塀等の撤去、またはブロック塀等の高さを80cm以下の高さに除却する工事

※ブロック塀等が設置されている土地や付属する建物の販売に伴って行う場合や、ブロック塀等が国や地方公共団体が行う移転補償に係る事業の対象になっている場合は除きます。

■補助金額（1,000円未満切り捨て）

撤去工事費と、対象工事の塀等の長さに15,000円/mを乗じて得た額とを比較し、いずれか少ない方の額に、  
**通学路に面している場合** 3分の2を乗じて得た額（上限20万円）  
**通学路以外の道路に面している場合** 2分の1を乗じて得た額（上限15万円）

■対象者 次のすべての要件を満たす方

- ・市内にあるブロック塀等の所有者
- ・同一のブロック塀等の撤去等に対して、補助金を受けていない方
- ・ブロック塀等の撤去等を、市内の法人や個人事業者に請け負わせる方
- ・国税・県税・市税の滞納がない方

イベント

お知らせ

募集

就職


相談

### 市の広報紙やホームページに 広告を載せてみませんか？

下野市の広報紙は毎月2万部、発行しています。広く市民の方にお知らせすることができます。

下面通し2色の5cm×8.8cm（右と同じサイズ）の広告の掲載料は、1か月1万円、3か月連続2万5,000円、6か月連続4万5,000円、12か月連続8万5,000円と、長く掲載するほどお得です。


■問い合わせ先 総合政策課 ☎(32)8886



コミュニティチャンネル  
生活安全情報


ライフ  
**LIFEチャンネル**

**9月1日リニューアル!**



気象情報、安全・安心に関する情報をタイムリーに発信中!

画面が大きくなって見やすくなりました！  
カメラも順次増設中!



**CATV 栃木ケーブルテレビ** ☎0120-25-1819